



山形県公報

平成18年6月23日(金)
第1752号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則.....(女性青少年政策室)...934

### 告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....(保健業務課)...同  
 結核予防法による指定医療機関の指定.....(同)...同  
 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)...935  
 県営土地改良事業計画の決定.....(村山総合支庁農村計画課)...同  
 土地改良事業施行の適当の決定.....(庄内総合支庁農村計画課)...936  
 土地改良事業施行の認可.....(同)...同  
 県営土地改良事業計画の決定.....(同)...同  
 公共測量の実施の通知.....(管理課)...同  
 山形県総合運動公園の利用料金.....(村山総合支庁建設総務課)...937  
 山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日.....(同)...同  
 道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...938  
 同.....(置賜総合支庁建設総務課)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...939  
 県道の供用の廃止.....(同)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...同  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...940  
 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....(同)...同

### 教育委員会関係

### 訓 令

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令.....941

### 公 告

一般競争入札に係る予定価格の公告.....(管財課)...同  
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...942  
 同.....(同)...同  
 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)...同  
 鳥獣保護区指定の予定.....(みどり自然課)...943  
 鳥獣保護区特別保護地区指定の予定.....(同)...944  
 同.....(同)...同  
 平成18年度狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の期日の変更.....(同)...945  
 平成18年度毒物劇物取扱者試験の実施.....(保健業務課)...同  
 一般競争入札の公告.....(出納局)...946  
 警備業法第23条第1項の規定による検定の実施.....(公安委員会)...947

## 規 則

山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第83号

山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県青少年保護条例施行規則(昭和54年8月県規則第53号)の一部を次のように改正する。

別表第3項の表名称の欄中 「遊佐町白井自然の家」 を 「四季の森「しらい自然館」」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第659号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 所在地             | 辞退の効力発生年月日 |
|----------------|-----------------|------------|
| 鶴岡市国民健康保険山戸診療所 | 鶴岡市山五十川乙225番地の2 | 平成18. 3.31 |
| 齋藤内科胃腸科医院      | 酒田市幸町一丁目13番33号  | 同 4. 6     |
| こばやしクリニック      | 鶴岡市古郡字長堰111番地の2 | 同 4.30     |
| 宝田整形外科クリニック    | 同 宝田一丁目9番80号    | 同          |

山形県告示第660号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称  | 所在地               | 指定年月日      |
|------------|-------------------|------------|
| 宮宿調剤薬局     | 西村山郡朝日町大字宮宿2363番地 | 平成18. 3.15 |
| 檜の木薬局本町店   | 山形市本町一丁目5番10号     | 同 4. 1     |
| 佐藤診療所山戸出張所 | 鶴岡市山五十川乙225番地の2   | 同          |
| 葵調剤薬局鶴岡店   | 同 錦町21番11号        | 同          |

|                       |                  |        |
|-----------------------|------------------|--------|
| 七 日 町 調 剤 薬 局         | 山形市七日町五丁目12番13号  | 同 4. 3 |
| 大 松 屋 薬 局             | 酒田市南新町一丁目 8 番28号 | 同      |
| お お か つ 眼 科           | 鶴岡市錦町20番18号      | 同 4. 6 |
| あ お い 調 剤 薬 局         | 南陽市柵塚1686番地の 3   | 同      |
| 山 口 内 科 ク リ ニ ッ ク     | 山形市七日町五丁目12番14号  | 同 4.18 |
| こ ば や し ク リ ニ ッ ク     | 鶴岡市藤浪四丁目111番 2 号 | 同 5. 1 |
| 宝 田 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク | 同 宝田一丁目 9 番80号   | 同 5.11 |
| コ ス モ 調 剤 薬 局 長 井 店   | 長井市高野町一丁目 4 番15号 | 同 5.26 |
| ホ ー プ 薬 局             | 天童市乱川三丁目 2 番 3 号 | 同 6. 8 |

山形県告示第661号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成18年 6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名                 | 地 区 名       | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-----------------------|-------------|---------------|
| 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業 | 清 流 さ け が わ | 平成18年 5月30日   |

山形県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により県営楯岡地区土地改良（地域水田農業支援緊急整備事業）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年 6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営楯岡地区土地改良（地域水田農業支援緊急整備事業）事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
村山市役所、東根市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年 6月28日から同年 7月27日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第663号

庄内赤川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成18年6月14日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し(青龍寺地区)
- (2) 庄内赤川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成18年7月3日から同年8月1日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第664号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良事業を行う者の名称

鶴岡市千安京田乙178番地 齋藤久実 ほか19名

## 2 認可年月日

平成18年6月8日

## 山形県告示第665号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営大山地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営大山地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備)事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成18年6月28日から同年7月27日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第666号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 公共測量を実施する地域

山形市大字松原から上山市金瓶地域

## 2 公共測量を実施する期間

平成18年6月19日から同年12月20日まで

## 3 作業の種類

3級基準点測量、4級基準点測量

## 山形県告示第667号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年6月23日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 利用料金

| 有料公園施設の名称 | 区 分            | 利 用 料 金       |
|-----------|----------------|---------------|
| 第3運動広場    | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり 510円   |
|           | 上記以外の場合        | 1時間当たり 1,020円 |

備考 1 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

2 この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成18年7月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第668号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成18年6月23日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使 用 時 間      | 休 業 日                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3運動広場    | 午前9時から午後5時まで | 1 毎月の第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、平成18年8月にあつては第4月曜日、平成19年1月にあつては第2火曜日、平成19年8月にあつては第3月曜日、平成20年8月にあつては第4月曜日、平成21年1月にあつては第2火曜日<br>2 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

## 2 適用期間

平成18年7月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第669号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年6月23日から同年7月6日まで縦覧に供する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁田山平岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|----------------------|---|------|----------|---------|
| 最上郡金山町大字山崎字三枝1638番から |   | 旧    | 17.0メートル | 400メートル |
| 同 1590番8まで           |   |      | 8.4      |         |
| 同                    | 上 | 新    | 31.5メートル | 同上      |
|                      |   |      | 10.0     |         |

## 山形県告示第670号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年6月23日から同年7月6日まで縦覧に供する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 板谷米沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|--------------------|---|------|----------|--------|
| 米沢市大字板谷字大籬566番32から |   | 旧    | 12.0メートル | 40メートル |
| 同 566番32まで         |   |      | 5.2      |        |
| 同                  | 上 | 新    | 12.0メートル | 同上     |
|                    |   |      | 5.2      |        |

## 山形県告示第671号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年6月23日から同年7月6日まで縦覧に供する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 板谷米沢停車場線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字板谷字大籬566番32から  
同 566番32まで
- 3 供用開始の期日 平成18年6月23日

## 山形県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年6月23日から同年7月6日まで縦覧に供する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木地山九野本線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---------------------|---|------|----------|--------|
| 長井市平野字西栃平下4172番50から |   | 旧    | 7.0メートル  | 34メートル |
| 同 4172番45まで         |   |      | 3.5      |        |
| 長井市平野字西栃平下4172番52から |   | 新    | 11.0メートル | 57メートル |
| 同 4172番37まで         |   |      | 6.5      |        |

## 山形県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年6月23日から同年7月6日まで縦覧に供する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 木地山九野本線
- 2 供用廃止の区間 長井市平野字西栃平下4172番50から  
同 4172番45まで
- 3 供用廃止の期日 平成18年6月23日

## 山形県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年6月23日から同年7月6日まで縦覧に供する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 木地山九野本線
- 2 供用開始の区間 長井市平野字西栃平下4172番52から  
同 4172番37まで
- 3 供用開始の期日 平成18年6月23日

## 山形県告示第675号

次の開発行為は、完了した。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号 平成18年5月2日 指令村総建第5002号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 第一工区及び第二工区  
東村山郡山辺町大字山辺字南町667番7、669番1、669番3、669番4、669番5
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東村山郡山辺町大字山辺2889番3

川村 實

山形県告示第676号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |                |                 |     |   |
|---|----------------|-----------------|-----|---|
| " | 桂ガーデン<br>プラザ支店 | " 泉区桂一丁目<br>1番1 | " " | を |
|---|----------------|-----------------|-----|---|

|   |                |                 |     |       |
|---|----------------|-----------------|-----|-------|
| " | 桂ガーデン<br>プラザ支店 | " 泉区桂一丁目<br>1番1 | " " | に改める。 |
| " | 西友仙台泉<br>支店    | " " 高玉町<br>9番2  | " " |       |

別表第6中

|   |       |                    |     |     |   |
|---|-------|--------------------|-----|-----|---|
| " | 第1支所  | " " 南野字<br>西野8番の3  | " " | " " | を |
| " | 新余目支所 | " " 余目字<br>上梵天塚1番地 | " " | " " |   |
| " | 長沼支所  | 鶴岡市長沼字宮前5<br>番地    | " " | " " |   |
| " | 渡前支所  | " 渡前字中屋敷<br>21番地   | " " | " " |   |
| " | 東栄支所  | " 川尻字上の前<br>2番地の2  | " " | " " |   |
| " | 藤島支所  | " 上藤島字備中<br>下3番地の1 | " " | " " |   |

|   |       |                    |     |       |
|---|-------|--------------------|-----|-------|
| " | 新余目支所 | " " 余目字<br>土堤下36番1 | " " | に改める。 |
| " | 藤島支所  | 鶴岡市藤浪四丁目<br>105番2  | " " |       |

附 則

この規程は、平成18年8月28日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は同年6月28日から、別表第6の改正規定中庄内たがわ農業協同組合第1支所及び新余目支所に係る部分は同年7月10日から施行する。

山形県告示第677号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名     | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日  |
|---------|---------------|------------|------------|
| 山 田 信 二 | 東根市大字東根甲649番地 | 同 左        | 平成18. 6. 9 |



## 教育委員会関係

### 訓 令

山形県教育委員会訓令第7号

本 庁  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
学校以外の教育機関

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年6月23日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程(昭和51年4月県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第38条」を「第38条の2」に改める。

第16条第1項第1号中「の実施及びその」を「及び面接指導等(法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの」に改める。

第20条第2項中「山形県障害児教職員組合」を「山形県障がい児学校教職員組合」に改める。

第4章中第38条の次に次の1条を加える。

(面接指導等)

第38条の2 職員安全衛生管理者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第52条の2第1項で定める要件に該当する職員その他の健康への配慮が必要な職員に対する面接指導等を実施しなければならない。

2 前項の面接指導等の内容、対象となる職員等については、職員安全衛生管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

平成18年6月13日付け県公報第1749号で公告した地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による  
県有地及び県有建物の売買についての一般競争入札に係る予定価格を次のとおり決定した。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 予定価格

| 入札に付する物件                                                                                | 予 定 価 格     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲稲荷山367番16<br>土地及び建物<br>宅地 398.57平方メートル<br>住宅建 80.14平方メートル<br>雑屋建 6.07平方メートル | 2,350,000円  |
| 上山市高野字念仏壇95番1、同96番2<br>宅地(実測)207.37平方メートル<br>(公簿)220.41平方メートル                           | 2,420,000円  |
| 寒河江市中央一丁目978番2<br>宅地 165.49平方メートル                                                       | 3,160,000円  |
| 天童市天童中二丁目9番3、同9番12<br>宅地 551.27平方メートル                                                   | 26,050,000円 |

|                                                                                                     |            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 山形市大字土坂字潤坂547番、同548番、同552番1、同553番、同554番、同557番<br>畑(現況は原野)(実測)29,115.60平方メートル<br>(公簿)24,148.00平方メートル | 7,600,000円 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|

(注) 予定価格は、消費税及び地方消費税を含む金額である。

2 その他

入札に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2066)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年6月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 こ・こあハウス

(2) 代表者の氏名

黒田 康日故

(3) 主たる事務所の所在地

上山市東町3番30号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、就労困難な在宅障害児・者に対して、日常生活訓練や創作活動、軽作業の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 河北まちづくりネットワークひまわり

(2) 代表者の氏名

石垣 敏男

(3) 主たる事務所の所在地

西村山郡河北町谷地幸72番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもの読書推進活動並びに図書館を活用した読書普及活動を通じて、子どもの健全育成と社会教育の推進に資するとともに、住民が潤いと喜びを持って豊かな生活ができる協働のまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年6月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 日本ライフガード機構

(2) 代表者の氏名

齋藤 幸喜

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市中町三丁目1番15号パイレーツビル3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、余暇施設や観光行楽地を抱える地方自治体に対して施設安全管理と人命救助の活動を長年の経験と専門的な知識や技術研究により実践し、安全教育の普及と社会の安全管理対策への意識の高揚を図り、水難事故の防止、日常生活での事故の防止、自然災害や緊急時の救護活動まで広い範囲で学校教育、そしてボランティア活動を通じた積極的な支援と安全意識の普及啓蒙を地域社会に寄与することを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項第2号の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成18年7月6日まで縦覧に供する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

1 名称 御所山鳥獣保護区

2 区域 縦覧に供する図面のとおり

3 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、御所山を中心とした地域で、渓谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。この地域にはブナを主とする林が広がり、良好な森林生態系が形成されており、カモシカ、クマの大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の稀少猛禽類の生息も確認されている。

今回拡大するのは、宮城県との県境に接する地域で、森林鳥獣の重要な生息地になっており、県境付近に鳥獣保護区を設定する宮城県と一体となって鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区を拡大するものである。

(3) 管理方針

登山者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

農林業被害の発生や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を考慮して適切に対応する。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成18年6月23日から同年7月6日まで

(2) 意見書の提出先

文化環境部みどり自然課又は村山総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成18年7月6日まで縦覧に供する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 御所山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 縦覧に供する図面のとおりに
- 3 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、御所山を中心とした地域で、溪谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。この地域にはブナを主とする林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、カモシカ、クマの大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の稀少猛禽類の生息も確認されている。

特に、現在特別保護地区に指定している御所山山頂、その西側斜面及び丹生川源流部からなる地域は、植生の大半は、ブナ・チシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウ・クロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシャブシ・タニウツギ群落が存在している。また、丹生川流域は沢が多く、水量も豊富で、鳥獣の良好な生息地となっていることから、開発等を制限して積極的な保護を図るため、引き続き特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。

(3) 管理方針

登山者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成18年6月23日から同年7月6日まで

(2) 意見書の提出先

文化環境部みどり自然課又は村山総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において平成18年7月6日まで縦覧に供する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 摩耶山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 縦覧に供する図面のとおりに
- 3 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、朝日山系の北端に位置し、標高1,019メートルの摩耶山を中心とした地域で、東側は深い溪谷等がある急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。

山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、標高が下がるにつれ、ブナやキタゴヨウ等の自然林が見られる地域で、自然環境が良好に保たれ、餌となる実のなる木も多く、森林鳥獣等の良好な生息適地となっている。

特に、現在特別保護地区に指定している摩耶山の中心地域については、豊かな自然環境が残り、森林鳥獣の格好の生息適地となっていることから、開発等を制限して積極的な保護を図るため、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

## (3) 管理方針

登山者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

## 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の受付期間

平成18年6月23日から同年7月6日まで

## (2) 意見書の提出先

文化環境部みどり自然課又は庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により実施する平成18年度の狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の期日の一部を次のとおり変更する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## (変更前)

適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日          | 場 所         | 受 験 者 の 居 住 地 |
|--------------|-------------|---------------|
| 平成18年8月1日（火） | 最上総合支庁（本庁舎） | 金山町、舟形町及び真室川町 |
| 平成18年8月4日（金） | 最上総合支庁（本庁舎） | 新庄市           |

## (変更後)

適正試験及び講習の期日及び場所

| 期 日          | 場 所         | 受 験 者 の 居 住 地 |
|--------------|-------------|---------------|
| 平成18年8月7日（月） | 最上総合支庁（本庁舎） | 金山町、舟形町及び真室川町 |
| 平成18年8月8日（火） | 最上総合支庁（本庁舎） | 新庄市           |

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成18年6月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 試験の日時及び場所

| 日                                | 時 | 場 所                      |
|----------------------------------|---|--------------------------|
| 平成18年8月25日（金）<br>午前10時30分から12時まで |   | 山形市香澄町三丁目4番5号<br>山形国際ホテル |

## 2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験

## (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

## 3 受験手続

受験願書を平成18年6月30日(金)から同年7月21日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健薬務課に提出すること(郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。)

## 4 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課(電話023(630)2333)又は最寄りの保健所に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、口・タリ除雪車等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年6月23日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日 時 平成18年8月3日(木) 午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ 口・タリ除雪車 3台

ロ 除雪ド・ザ 5台

ハ 小形除雪車 7台

ニ 凍結防止剤散布車 2台

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成18年11月15日(水)

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)のイからニまでごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 平成18年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成18年1月20日付け県公報第1709号)により公示された資格を有すること。

(2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフタ・サービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(4) 9の(1)により提出された製作仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な

入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成18年7月18日(火)午後3時まで提出すること。この場合において、製作仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Rotary Snow Remover Quantity : 3

Snow Removing Wheel Type Loader Quantity : 5

Compact Snow Remover Quantity : 7

Material Spreaders Quantity : 2

(2) Time-limit for tender : 10:00A.M. August 3, 2006

(3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2723

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

平成18年6月23日

山形県公安委員会

委員長 鑑 谷 誠 一

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の期日及び場所

(1) 期 日

平成18年9月23日(土) 午前9時30分から午後5時まで

(2) 場 所

天童市大字高揃1300番地 山形県総合交通安全センター

3 検定対象者

検定対象者は、住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者とする。

4 受検定員

30人

5 受検手續

(1) 受検の申込み

検定を受けようとする者は、住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する山形県内の警察署に、次に掲げる書類を添付した検定申請書を直接持参すること。ただし、申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある場合にあっては、ア又はイに掲げるいずれかの書面を添付することを要しない。

ア 住所地が山形県内にある者にあっては、その者の住所を疎明する書面

イ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影月日を記入したものの2葉

## (2) 受付期間

平成18年8月7日(月)から同月11日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## (3) 検定手数料

14,000円

## (4) 申込み上の注意事項

ア 申請者数が定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

イ 検定手数料は、山形県証紙で納付すること。

## (5) 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署において交付する。

## 6 検定の順序等

検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

## 7 その他

(1) 検定当日は、筆記用具を持参すること。

(2) 本検定についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話023(626)0110内線3032)又は山形県内の各警察署に行うこと。